

要 旨

本修了研究論文では、公文書管理法施行後の地方公共団体における公文書管理制度を考える糸口として、都道府県の公文書管理条例に注目し、その枠組（対象文書）とアーカイブズ施設やアーキビストへの影響について検討した。

明治期以来、独自の公文書管理を行ってきた都道府県では、地方自治法の施行以後、国に先駆けてアーカイブズ施設を設け、また情報公開制度を整えるなど、一般の利用について積極的な取り組みを行ってきた。公文書管理条例の制定は、それらに続く第3の変化にあたる。

現在、都道府県では、島根県・熊本県・鳥取県・香川県・東京都・愛媛県の6都県が公文書管理条例を制定しているが、いずれも公文書管理法の施行後に制定されたものであり、同法の趣旨に準拠している。ただ、各条例間には名称や章構成に限ってもいくつかの違いがあり、とくに公文書管理法の大きな特徴である「特定歴史公文書等」に関しては条例によって大きな差異が見られた。

この点に注目すると、現行の都道府県公文書管理条例は、「特定歴史公文書等」を対象とする総合型条例（島根県・熊本県・鳥取県）と準総合型条例（香川県）と、対象としない現用文書特化型条例（東京都・愛媛県）に大別することができる。さらに総合型・準総合型に分類される条例についても、アーカイブズ施設の収蔵資料すべてを「特定歴史公文書等」に位置付けるのか否かで違いが見られた。

一方、アーカイブズ施設への影響としては、公文書管理条例の制定により収蔵資料における「特定歴史公文書等」の比重が増加し、かつ条例に基づく管理義務が発生することで、組織アーカイブズの管理が主要な業務となっていくと予想される。これにより、組織アーカイブズと収集アーカイブズの管理を「車の両輪」とするこれまでの地方公共団体のアーカイブズ施設の活動は変更を求められ、アーキビストの専門性も組織アーカイブズを中心とする「特定歴史公文書等」の管理へと特化していくことであろう。

公文書管理条例の制定は、これまでの都道府県の公文書管理行政（正確には、収集アーカイブズの取り扱いを含むアーカイブズ行政）に転換を迫るものであるが、条例の制定が都道府県の公文書管理に与える利点は大きい。制定にあたってはと地方公共団体の実態を踏まえることが重要であり、その上で6都県以外の道府県でも条例の制定が進むことを望む。